

受講資格(基準第10条第3項に規定する資格)

※番号1、2、4～8は、翌年度の始期までに該当する見込みのある者を含む。

番号	内容	提出書類
1	保育士の資格を有する者	保育士証のコピー、又は同資格取得見込証明書のコピー
2	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士登録証のコピー、又は同指定科目履修(見込)証明書のコピー
3	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(以下「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	<p>下記(1)及び(2)の両方</p> <p>(1)次のア～ウのいずれか1点</p> <p>ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類のコピー</p> <p>イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類のコピー</p> <p>ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類のコピー</p> <p>(2)2年以上児童福祉事業に従事したことを証明する書類 (申込者の住所、氏名、生年月日、事業所の名称、従事内容、従事期間、1か月の勤務日数、1日の勤務時間が記載されているもの。参考様式を使用することを推奨)</p>
4	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者	教員免許状又は教育職員免許状授与証明書のコピー、又は同免許取得見込証明書のコピー

5	<p>学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p>	<p>左記大学を卒業したことを証する書類、又は卒業見込を証する書類 (卒業証書のコピー、卒業証明書のコピー、又は卒業見込証明書のコピー) ※ 履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>
6	<p>学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p>	<p>学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められたことを証する書類 ※ 履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>
7	<p>学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>左記大学院を卒業したことを証する書類、又は卒業見込を証する書類 (卒業証書のコピー、卒業証明書のコピー、又は卒業見込証明書のコピー) ※ 履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>
8	<p>外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>左記大学を卒業したことを証する書類、又は卒業見込を証する書類 (卒業証書のコピー、卒業証明書のコピー、又は卒業見込証明書のコピー) 日本語以外の書類の場合は、日本語訳を提出してください。 ※ 履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>

9	<p>高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町長が適当と認めた者</p>	<p>基準第10条第3項第9号に該当する者であることを市町長が証明した書類 ※ 市町に下記(1)及び(2)の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 (1)次のア～ウのいずれか1点 ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類のコピー イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類のコピー ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類のコピー (2)2年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事したことを証明する書類</p>
10	<p>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町長が適当と認めた者</p>	<p>基準第10条第3項第10号に該当する者であることを市町長が証明した書類 ※ 市町に下記の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類</p>

いずれの書類も、記載されている氏名が現在の氏名と異なる場合は、氏名の変更がわかる公的書類(コピー可)を提出してください。